

議案第 5 4 号

杉並区立産業商工会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 1 0 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立産業商工会館条例の一部を改正する条例

杉並区立産業商工会館条例（昭和 4 0 年杉並区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1 及び附則別表第 2 を次のように改める。

附則別表第 1（附則第 2 項関係）

登録団体利用料金

区分	利用料金			
	午前 (午前 9 時から正午 まで)	午後 (午後 1 時から午後 3 時まで又は午後 4 時から午後 6 時 まで)	夜間 (午後 7 時から午後 9 時まで)	延長利用料金
展示場（会議室としての使用を含む。）	2, 4 0 0 円	1, 9 0 0 円	2, 4 0 0 円	7 0 0 円
和室	1, 0 0 0 円	9 0 0 円	1, 1 0 0 円	3 0 0 円
第 1 集会室	1, 0 0 0 円	8 0 0 円	1, 0 0 0 円	2 0 0 円
第 2 集会室	8 0 0 円	7 0 0 円	8 0 0 円	2 0 0 円
第 3 集会室	6 0 0 円	4 0 0 円	5 0 0 円	1 0 0 円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後 1 時から午後 3 時まで）、午後（午後 4 時から午後 6 時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間 1 時間（1 時間に満たない時間は、これを 1 時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り 4 5 分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は商品の直売を目的として展示場を使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金又は規定延長利用料金（以下「規定利用料金等」という。）の 5 割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

附則別表第 2（附則第 2 項関係）

登録団体利用料金

区分	利用料金
----	------

	利用料金			延長利用料金
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	
展示場(会議室としての使用を含む。)	3,000円	2,400円	2,600円	900円
和室	1,300円	1,100円	1,200円	400円
第1集会室	1,200円	1,000円	1,100円	300円
第2集会室	1,000円	800円	900円	300円
第3集会室	700円	500円	500円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収する場合又は商品の直売を目的として展示場を使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第5条、第17条関係)

区分	利用料金			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長利用料金
展示場(会議室としての使用を含む。)	3,700円	2,900円	2,900円	1,100円
和室	1,600円	1,300円	1,300円	500円
第1集会室	1,500円	1,200円	1,200円	400円
第2集会室	1,200円	1,000円	1,000円	400円
第3集会室	900円	600円	600円	200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合又は商品の直売を目的とし

て展示場を使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金又は規定延長利用料金（以下「規定利用料金等」という。）の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

別表第2（第5条、第17条関係）
産業団体等利用料金

区分	利用料金			
	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで）	夜間 （午後7時から午後9時まで）	延長利用料金
展示場（会議室としての使用を含む。）	1,850円	1,450円	1,450円	550円
和室	800円	650円	650円	250円
第1集会室	750円	600円	600円	200円
第2集会室	600円	500円	500円	200円
第3集会室	450円	300円	300円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収する場合又は商品の直売を目的として展示場を使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成27年10月31日から施行する。

（提案理由）

講堂を廃止する必要がある。